

香美町立兎塚小学校 いじめ防止基本方針

香美町立兎塚小学校
令和5年4月1日更新

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

2 いじめ防止対策のための組織と体制

(1) 生活指導委員会といじめ対応チーム

校長、教頭、生活指導担当、養護教諭で組織し、定期的また状況に応じて委員会を開催する。

別紙1 校内指導体制

(2) 職員会議での情報交換および共通理解

月に一度、各学級の様子、配慮を要する児童について、全教職員で現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) いじめ防止全体指導計画の作成と校内研修の実施

いじめ防止について具体的な指導計画を作成し、いじめ防止に係る校内研修を実施する。

別紙4 年間指導計画

3 いじめの未然防止

(1) 学級経営の充実

児童の実態を十分に把握し、教師と児童、児童同士の信頼関係を基にした学級経営に努める。また、「分かる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育・人権教育の充実

道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。また、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 体験教育の充実

環境体験や自然体験、福祉体験等、体験活動を体系的に展開し、命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育てる。

- (4) コミュニケーション活動を大切にした特別活動の充実
学級会、朝の会、帰りの会での話し合い活動、縦割り班活動などの異年齢集団での活動を通して思いやりの心や互いを認め合う態度を育てる。
- (5) 家庭・地域、学校間の連携と協力体制の整備
家庭や地域に対し、いじめの早期発見、早期対応についての理解と協力を求めるなど連携を図る。また、普段から中学校や幼稚園・保育所と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 日々の観察

教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設ける、児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配るなど早期発見に心がける。また、教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さい変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリスト別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 「生活アンケート」の実施

毎学期「生活アンケート」を実施する。また、「アンケート」をもとに、担任が一人一人の児童と直接話をして、児童の困っていることを把握したり、悩みを聞いたりする。

(3) ノート・日記指導

個人ノートや日記などから交遊関係や悩みを把握する。

(4) 相談体制やカウンセリング体制の充実

いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を保健室(養護教諭)を中心に整備するとともに、スクールカウンセラーと連携して教職員のカウンセリング技量の向上を図る。

5 いじめに対する早期対応

(1) 正確な実態把握

いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。(聞き取り、記録)

(2) 指導体制、指導指針

いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、対応を協議するとともに、教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。(指導方針の決定、共通理解)

別紙3 緊急時の組織的対応

(3) 児童への指導・支援

いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。